

東串良町複合施設建設検討委員会 委員長 殿

東串良町長 宮原 順



東串良町複合施設建設検討委員会設置条例の規定による諮問について

東串良町複合施設建設検討委員会設置条例第2条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

## 記

### 1 諮問事項

- (1) 複合施設建設の基本構想及び基本計画に関すること
- (2) その他複合施設建設に必要な事項に関すること

### 2 諮問理由

本町の公共施設は、社会的要請や行政ニーズに対応して設置され、また、必要に応じて、統廃合などが行われてきました。

施設の現状をみると、老朽化の進んだ施設が多く、長寿命化や修繕経費の平準化に取り組んでいるものの、全ての公共施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

また、少子高齢化の本格的な到来やライフスタイルの多様化により、行政サービスに対する町民のニーズも複雑化・多様化しています。

このため、今後は公共施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、公共施設のマネジメント強化に向けて取り組んでいく必要があるところです。

公共施設については、人口減少時代に入り、量的な削減を実現しつつ、公共サービスの水準の維持・向上を目指すことが求められており、単体で運営されている施設を複合化することは、事業費等の削減につながる一方、利用者の使い勝手の向上につながる可能性も高いものと期待されております。

つきましては、その具体化に向けて、複数の公共施設の機能を備えた施設建設に必要な基本構想・基本計画等について、貴検討委員会の提言をいただきたく諮問するものであります。